

追加提案

令和6年

第6回日向市議会(定例会)議案

12月20日

日向市

も く ろ く

議案第112号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第113号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第114号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第115号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例	13
議案第116号	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第117号	令和6年度日向市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第118号	令和6年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第119号	令和6年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第120号	令和6年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第121号	令和6年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議案第122号	令和6年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	別冊

日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第22条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第22条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	

37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	

79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額						
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	

32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	

68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、医師に適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の日向市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和6年12月20日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、<u>「100分の170」</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは<u>「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、改正前の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月20日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、<u>「100分の170」</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは<u>「100分の170」と、</u>「100分の127.5」とあるのは<u>「100分の175」</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月20日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、<u>「100分の170」</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、<u>「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、改正前の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月20日 提出

日向市長 西村 賢

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>380,000</u>	1	<u>392,000</u>
2	<u>427,000</u>	2	<u>440,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>492,000</u>
4	<u>539,000</u>	4	<u>555,000</u>
5	<u>615,000</u>	5	<u>634,000</u>
6	<u>718,000</u>	6	<u>740,000</u>
7	<u>839,000</u>	7	<u>864,000</u>
2～6 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）		2～6 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）	
第8条 [略]		第8条 [略]	
2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とある		2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とある	

のは「100分の170」とする。

3 [略]

のは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 [略]

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和6年12月20日 提出

日向市長 西 村 賢